

令和2年11月24日

議員 各位

桑名市議会議長 伊藤 真人

下記のとおり、記者クラブへの投げ込み資料をお知らせします。(2件)

桑名市政記者クラブ資料

|                           |                                                                                                                 |                         |                                                                             |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 表 題<br>(テーマ)              | 第 29 回桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました                                                                              |                         |                                                                             |
| 日 時<br>(時期)               | 令和2年11月20日(金) 午後4時15分～午後4時40分                                                                                   |                         |                                                                             |
| 場 所                       | 桑名市役所 3階第2会議室                                                                                                   |                         |                                                                             |
| 内 容<br>(特記事項)             | 別紙のとおり<br><br>※「市長メッセージ」「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準(11月20日付)」については、11月20日(金)に記者クラブ資料として別で提出しています。 |                         |                                                                             |
| 担当課係名<br>担 当 者<br>電 話 番 号 | 防災・危機管理課<br>防災企画・管理係<br><br>0594-24-1397(内線397)<br>保健医療課<br>管理係<br>0594-24-1195(内線195)                          | 広報担当者<br>氏 名<br>電 話 番 号 | 防災・危機管理課<br>課長<br>0594-24-1397(内線397)<br>保健医療課<br>課長<br>0594-24-1195(内線195) |
| 記者会見の<br>有 ・ 無            | 存 (無)                                                                                                           |                         |                                                                             |
| 提 出 日                     | 令和2年11月24日(火)                                                                                                   |                         |                                                                             |

## 第 29 回 桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました

### 会議概要

#### 1. 現状の報告及び今後の対応方針について

#### 三重県の取り組みについて

##### (事務局)

- ・昨日（11月19日）、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策本部体制の強化」と「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』Ver. 7」が示された。県内で10月下旬以降、連日感染者が発生している状況を踏まえたもので、特措法に基づく協力要請を加えた上で感染防止対策を県民に要請している。
- ・具体的には、会食時における対策の徹底や家庭内での基本的な感染防止対策の徹底、勤務先での勤務時間以外の感染防止対策の徹底などが挙げられる。
- ・イベントにおける感染防止対策については、11月中は「三重県指針 Ver. 6」を、12月1日から令和3年2月28日までは「三重県指針 Ver. 7」によるものとされ、3月以降は国の方針を踏まえて改めて示すとされている。
- ・モニタリング指標については、主な指標とその目安を見直し、「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」と併せて、今後にも必要な対策を検討していくとされている。
- ・参考資料として「感染リスクが高まる「5つの場面」」及び「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」が追加された。

#### 市長メッセージの発出について

##### (事務局)

- ・現在の県内及び桑名市の感染状況や県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』Ver. 7」の発出を受け、桑名市としても「新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ」を発出することとしたい。
- ・メッセージでは、市民や事業者のみなさまに改めて基本的な感染予防、感染拡大防止の取り組みを徹底いただくようお願いするとともに、ワクチン接種を見通した受け入れ準備や接種体制の確保に取り組んでいること、また、経済対策にも力を入れて取り組んでいることを伝えるものとなっている。

#### 市主催事業等の開催及び貸館基準について

##### (事務局)

- ・国や三重県の方針を踏まえ、桑名市としても「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」を変更することとしたい。
- ・変更の内容は、適用期間を12月1日から令和3年2月28日までとしたことと、感染防止対策として、大声での歓声・声援等が想定される場合、想定されない場合の間隔の確保などについてわかりやすくしたこと及び、参考として「感染リスクが高まる「5つの場面」」、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を追加している。
- ・確認していただき、意見等があれば伺いたい。
- ・特に異論はないとのことなので、この「主催事業等の開催及び貸館基準」を基準として12

月 1 日から適用することとする。

## 2. その他

(教育委員会)

- ・今年度の 2 学期の終業式と 3 学期の始業式、冬休み期間についてお知らせしておく。例年桑名市では、12 月 23 日を終業式、1 月 8 日を始業式としているが、今年度は、12 月 25 日を終業式、1 月 6 日を始業式とし、冬休み期間を 12 月 26 日から 1 月 5 日までとする。
- ・次回対策本部会議 状況に応じて適宜開催

## 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ

桑名市長の伊藤徳宇です。

本日、9月17日以来、約2か月ぶり、第29回目となる「桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催いたしました。この市長メッセージの発出は8月4日以来7回目となります。理由は言うまでもありません。大都市圏での新型コロナウイルス感染症の感染拡大が顕著で、“第3波”と判断せざるを得ないような兆候を示しているからです。

名古屋圏との往来が盛んな桑名市においても警戒を高めるべき段階に入ったと考えておりますので、市民の皆様、事業者の皆様におかれましては、改めて基本的な感染予防、感染拡大防止の取組を徹底いただくようお願いいたします。

ただ、ここで私から念を押ささせていただきたいのは、このような状況下にあっても、この感染症を必要以上に恐れる必要はないということです。

国内に新型コロナウイルス感染症が蔓延し、4月には国が緊急事態宣言を発出する事態となり、その後、夏場には第2波と呼ばれる大きな感染拡大の波が訪れましたが、これまでの間、医療関係者と我々行政は一体となって様々な感染症対策に取り組み、備えを進めてきました。

桑名市においても県内で最も早い“PCRセンターの開設”や“感染者受入病床の増床”、“災害発生を想定した感染防止対策”、“感染者をいわれなき差別から守るための対策”など、できることにはすべて取り組んできました。ご不安な際の相談体制も万一の際の医療体制も整っています。そして何よりも心強いのは、未知と言われていたこのウイルスも徐々に解析が進み、効果的な予防法や治療法が見つげ出されるとともに、ワクチンについても実用化の目途が立ってきたことです。

市では、すでに国内でのワクチン接種開始を見通した受入準備に着手しており、国内での接種が始まった際には、市内でのいち早い接種を実現させるべく、接種体制の確保に向け鋭意取り組んでおりますので、ご期待いただければと考えています。

今は、市民の皆様、事業者の皆様がきちんと感染予防対策、感染拡大防止対策に取り組んでいただくこと、そして何らかの気になる症状が現れたら、速やかにお近くの医療機関や保健所に相談いただくことで、ご自身と大切な周りの方々をこの感染症から守ることができます。繰り返しになりますが、適切な感染症対策を着実に続けていただきますようお願い申し上げます。

一方、市では感染症対策とともに経済対策をコロナ対策の両輪と位置付け、コロナ禍の中で疲弊している社会経済の立て直しについても急務として、経済対策に力を入れて取り組んでいるところです。“With(ウィズ)コロナ”、“After(アフター)コロナ”の観点から、国の地方創生臨時交付金等を有効に活用しながら、様々な経済活性化策を講じております。

引き続き、できる限りの支援をいたしてまいりますので、事業者の皆様におかれましては、何とか今を乗り切って桑名市の経済を立て直し、さらなる成長・発展へとつなげていただきたい、そして市民の皆様にはそれを応援していただきたいと考えておりますので、ご協力についてよろしくお願い申し上げます。

令和2年11月20日

桑名市長 伊藤 徳宇

桑名市政記者クラブ資料

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                         |                                   |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------|
| 表 題<br>(テーマ)              | 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準 (11月20日付)」について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                         |                                   |
| 日 時<br>(時期)               | 令和2年11月20日 (金)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                         |                                   |
| 場 所                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                         |                                   |
| 内 容<br>(特記事項)             | <p>桑名市では、感染拡大防止の観点から、令和2年9月17日付の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」に基づき、対応を図ってまいりました。今後については、国や三重県の方針を踏まえ、以下のとおり、市主催事業等の開催及び貸館基準を定め、対応していくこととします。なお、この基準については、今後、国や三重県が新たな基準や方針を示した際や市民の生活圏と認められる地域において、顕著な感染拡大が認められた際などには適宜見直すこととします。</p> <p>【基準適用期間】</p> <p>令和2年12月1日 (火) ～令和3年2月28日 (日)</p> <p>【主な変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「2. 基準適用期間」の変更</li> <li>・「4. 感染防止対策」の拡充</li> <li>・「＜参考＞」として『感染リスクが高まる「5つの場面」』及び「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を添付</li> </ul> <p>※ 詳細は別紙をご覧ください。</p> |                         |                                   |
| 担当課係名<br>担 当 者<br>電 話 番 号 | 防災・危機管理課<br>防災企画・管理係<br><br>0594-24 - 1397 (内線 397)<br>保健医療課<br>管理係<br>0594-24-1195 (内線 195)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 広報担当者<br>氏 名<br>電 話 番 号 | 防災・危機管理課<br>課長<br><br>保健医療課<br>課長 |
| 記者会見の<br>有 ・ 無            | 有 (無)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                         |                                   |
| 提 出 日                     | 令和2年11月20日 (金)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                         |                                   |

令和2年11月20日

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための 市主催事業等の開催及び貸館基準

### 1. 基本的な考え方

桑名市では、感染拡大防止の観点から、令和2年9月17日付の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」に基づき、対応を図ってまいりました。

今後については、国や三重県の方針を踏まえ、以下のとおり、市主催事業等の開催及び貸館基準を定め、対応していくこととします。

なお、この基準については、今後、国や三重県が新たな基準や方針を示した際や市民の生活圏と認められる地域において、顕著な感染拡大が認められた際などには適宜見直すこととします。

### 2. 基準適用期間

令和2年12月1日（火）から令和3年2月28日（日）まで。

### 3. 市主催事業等の開催及び貸館基準

#### (1) 市主催事業等の開催基準

「4. 感染防止対策」の徹底を図ることを前提に、以下の通りの開催基準とする。  
人数上限と収容率を比べ、どちらか小さい方を限度とする。

##### 1) 屋内の場合

| 人数上限 | 人数上限なし（収容定員まで）           |                    |
|------|--------------------------|--------------------|
| 収容率  | 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合 | 大声での歓声・声援等が想定される場合 |
|      | 100%以内                   | 50%以内              |

##### 2) 屋外の場合

| 人数上限 | 収容定員 10,000 人越え          | 収容定員 10,000 人以下    |
|------|--------------------------|--------------------|
|      | 収容人数の 50%                | 5,000 人            |
| 収容率  | 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合 | 大声での歓声・声援等が想定される場合 |
|      | 100%以内                   | 50%以内              |

##### 3) 注意事項

①「大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合」とは、観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であり、これまでの当該事業等の出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていない場合を指す（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでの事業等に照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等が見込まれないこと）。なお、この要件に該当することについて、事業等主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は「大声での歓声・声援等が想定される場合」として取り扱うこととする。なお「大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合」と想定される例は以下の通り。

- ・【音楽】クラシック音楽、歌劇、吹奏楽等のコンサート等
- ・【演劇】現代演劇、読み聞かせ等
- ・【舞踊】バレエ、現代舞踊等
- ・【伝統芸能】人形浄瑠璃、歌舞伎等
- ・【芸能・演芸】講談、落語、漫談等
- ・【公演・式典】各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、入学式等
- ・【展示会】各種展示会、商談会等

②「大声での歓声・声援等が想定される場合」と考えられる例は以下の通り。

- ・【音楽】ロックコンサート、ポップコンサート等
- ・【スポーツイベント】サッカー、野球等
- ・【公演】キャラクターショー等
- ・【ライブハウス・ナイトクラブ】ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

③食事を伴う事業等について「大声での歓声・声援等が想定される場合」として取り扱うこと。

④全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討して判断すること。

## (2)貸館基準

桑名市の施設等を貸し出す際は、事業等主催者が「4. 感染防止対策」の徹底を図ることを前提に、以下の通りの基準とする。

### 1)新規予約の受付

事業等主催者が上記の「(1)市主催事業等の開催基準」を遵守することを条件に、受付を行うこと。

### 2)既に予約を受け付けているもの

事業等の内容が「(1)市主催事業等の開催基準」に抵触しているか否かを確認し、必要に応じて、中止や人数変更等を事業等主催者に求めること。

### 3)注意事項

①桑名市内において感染拡大防止対策を強化する必要がある際は、この基準に関わらず、速やかに予約の取り消し等を行い、その旨を了承の上、事業等の企画や施設の借り上げ等を行っていただくこと。

②施設等を貸し出す際は、事業等主催者に対し「屋内での十分な換気」「接触感染や飛沫感染等のリスクに応じた感染防止対策」「感染者の来場を防ぐ対策」「感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築」等を適切に行うよう、促すこと。

## 4. 感染防止対策

以下の対策の徹底を図ること。なお、事業等主催者は、以下の対策以外にも、事業等の必要に応じ、対策を講じること。

(1) 以下のいずれかに該当する場合は、事業等への参加はできないこととし、事業等主催者はその徹底を図ること。

1) 感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方

2) 発熱や咳等の風邪症状がみられる方

(2) 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方については、参加をご遠慮していただくこととし、事業等主催者はその徹底を図ること。

(3) 事業等主催者は、県外にお住まいの方の参加について、当該都道府県の移動に関する方針に十分留意し、対応していただくよう、対策を講じること。特に、県外への移動自粛が呼びかけられている都道府県にお住まいの方の参加については、今一度検討いただき、控えていただくように事業等主催者は対策を講じること。

(4) 事業等主催者は、保健所から要請があった場合に参加者名簿を保健所へ提供し、参加者自身も保健所からの聴き取りにご協力いただく旨、事前に参加者から了承を得ること。

(5) 事業等主催者は、事業等の前後で公共交通機関、飲食店等で密集を回避するために、交通機関、飲食店の分散利用を注意喚起すること。

(6) 事業等主催者は、感染防止対策を実施するにあたっては、業種別ガイドラインについても参考にすること。

(7) 大声での歓声・声援等が想定される場合については、隣席との身体的距離を確保すること。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、異なるグループ間では1席（立席の場合は1m）空ける。また、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保すること。

(8) 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合については、大声を出す者がいた際に個別に注意等を行うこと。また、演者が歌唱等を行う場合は、舞台から観客まで一定の距離（2m）を確保すること。

(9) 事業等主催者は、マスクの着用状況を確認し、必要に応じて、個別に注意を行

ってマスクの常時着用を求める等、着用の徹底を図ること。

- (10) 事業等主催者は、参加者の皆様に対し、スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用を推奨すること。また事業等の主催者の皆様においては、LINE公式アカウントを活用した接触確認システム「安心みえるLINE」の活用に努めること。
- (11) 事業等主催者は「新しい生活様式」に基づき、適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手洗い・手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、声援に係る感染防止対策等）を講じること。
- (12) 事業等主催者は、①密閉空間②密集場所③密接場面という3つの条件（3つの「密」）の回避や、人と人との距離を確保するための対策を講じること。特に換気については、強化すること。
- (13) 事業等主催者は、必要に応じ、大声での発声または近接した距離での会話等を控えるよう、対策を講じること。
- (14) 事業等主催者は、休憩時間の交流を控える等、出演者や参加者等に対し、確実な措置を講じること。
- (15) 事業等主催者は、選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を行うこと。
- (16) 事業等主催者は、事業等前後における感染防止対策を徹底するよう促すこと。
- (17) 事業等主催者は事業等への参加者を特定し、かつ参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めること。

※なお、作成した参加者名簿は個人情報保護の観点から、適正に管理し、事業等から14日を経過した後、不要となった時点で確実に廃棄すること。

- (18) 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止対策（例えば発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保(1m)、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、LINE公式アカウントを活用した接触確認システム「安心みえるLINE」や接触確認アプリ「COCOA」等のアプリの活用、感染拡大防止のための参加者の連絡先等の把握の徹底を図ること。

<参考>

1. 各種QRコード等

| 「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」インストール方法                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Google play<br><a href="https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar">https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar</a><br> | App Store<br><a href="https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458">https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458</a><br>                                      |
| 「安心みえる LINE」について                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                            |
| 「安心みえる LINE」について<br><a href="https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00004.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00004.htm</a><br>               | 事業者の皆様向けガイド<br><a href="https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm</a><br> |
| 利用者の皆様向け利用ガイド<br><a href="https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000077_00002.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000077_00002.htm</a><br>                 |                                                                                                                                                                                                                                            |

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2. 感染リスクが高まる「5つの場面」(別紙1)

3. 寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント(別紙2)

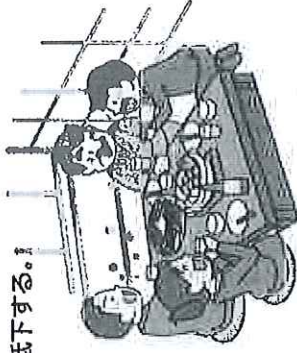
# 感染リスクが高まる「5つの場面」

別紙1

## 場面①

### 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。  
また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



## 場面②

### 大人数や長時間におよぶ飲食

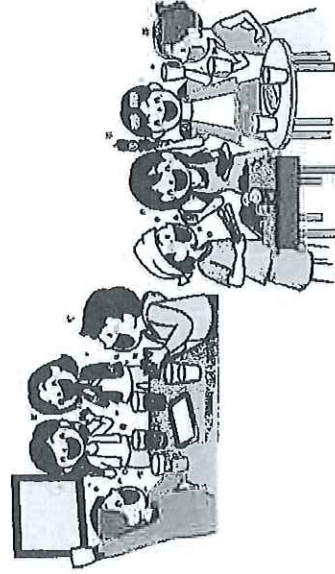
- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面③

### マスクなしでの会話

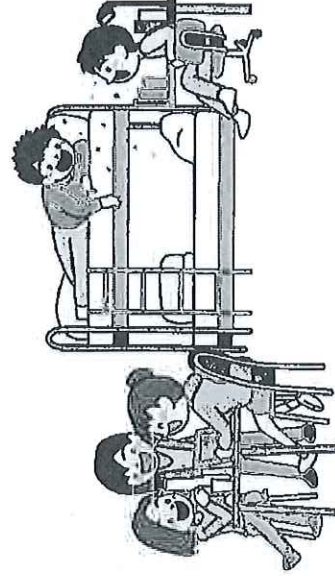
- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクログリフト感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カフェなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



## 場面④

### 狭い空間での共同生活

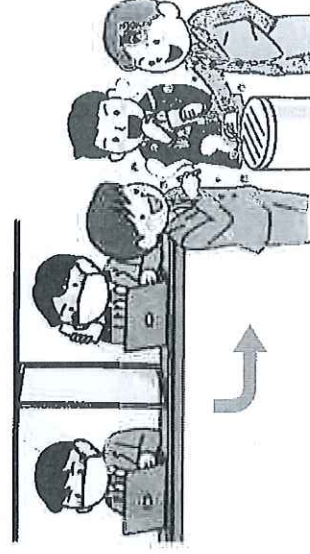
- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



## 場面⑤

### 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



# 寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

別紙2

## 1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用  
(ウイルスに移さない)
- 人と人の距離を確保  
(1mを目安に)

○「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に  
○3密を避ける、大声を出さない

## 2. 寒い環境でも換気の実施

○機械換気による常時換気を

(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)

○機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で  
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)

また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる  
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)

○飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により  
1000ppm以下(\*)を維持

\*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

## 3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を  
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

### 『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



CO2センサー